

広報かすかべ広告掲載業務委託仕様書

1 「広報かすかべ」の概要

・発行日

毎月 1 日発行

・発行部数

毎月 9 万部

・規格

タブロイド判（フルカラー、16面・20面のいずれか）

市公式ホームページなどへの掲載

・配布先

自治会などを通じて市内各世帯に配布。また、市内の公共施設、鉄道各駅（市外の2駅含む）、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアの一部店舗にも配架。

2 主な仕様

・広告掲載回数

令和8年5月号から令和9年4月号までの12回

・広告掲載箇所

「広報かすかべ」の中で、市が指定するページの各ページ6分の1の最下段とする。

・広告枠

1 枠あたりのスペースは、縦60mm、横124mmとする。

2 枠をつなげて使用することもできるものとする（縦60mm、横250mm）。

1 枠を2分の1ずつ分割できるものとする（縦60mm、横60mm）。

・広告数

令和8年5月号から令和9年3月号は、1月につき6枠以下とする。令和9年4月号は、8枠以下とする。

3 広告掲載条件

契約書、仕様書に定めるものの他、春日部市広告掲載要綱、「広報かすかべ」広告掲載基準に基づいて行う。また、一般社団法人日本新聞協会の「新聞広告倫理綱領」に準じて行う。これらに定めのない事項等で疑義が生じた場合は、市と協議の上、市の指示に

よりこれを行う。なお、広告掲載にあたって、広告主が春日部市税を滞納していないか確認を行うこと。

4 広告の選定

掲載しようとする広告は、発行月の前々月の10日（土曜日・日曜日、祝日・休日に当たる場合は、その前の平日）までに決定し、同日中に、市へ枠数を電子メールで報告する。

5 広告の提出と承認

発行月の前月の決められた日までに、広告掲載承認申請書、広告電子データを保存したCDまたはDVD、広告を紙にカラーで印刷したものの3点を市へ提出し、市の承認を得る。

なお、スケジュールは令和8年2月末までに市で決定し提供するものとする。

6 広告の校正

校正原稿の内容確認を、校正の締め切り日の正午までに行う。

なお、スケジュールは令和8年2月末までに市で決定し提供するものとする。

7 掲載条件

- (1) 広告の右上に必ず**広告**と表示する。
- (2) 広告には黒色の線で外枠を設ける。
- (3) 問い合わせ先の電話番号、所在地を表示する。
- (4) 掲載する広告の内容についての責任は、すべて広告代理店が負うものとし、万が一この掲載した広告により市が損害を受けた場合は、その損害に相当する金額を市に賠償しなければならない。